

みらい平クリニック講演 22年8月8日

学校は今...

一人一人のニーズに 応じた特別の支援



文部科学省 初等中等教育局

特別支援教育課

特別支援教育調査官

樋口 一宗

I. 特殊教育から特別支援教育へ



1. 特別支援教育の対象

[義務教育段階]

義務教育段階の全児童生徒数 1074万人

重
↑
障害の程度
↓
軽

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不

0.58%
(約6万2千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障

1.26%
(約13万5千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 自閉症
聴覚障害 情緒障害
肢体不自由 学習障害 (LD)
病弱・身体虚弱 注意欠陥多動性障害 (ADHD)
言語障害

0.50%
(約5万4千人)

※1
LD・ADHD・高機能自閉症等
6.3%程度の在籍率 ※2
(約68万人)

2.34%
(約25万1千人)

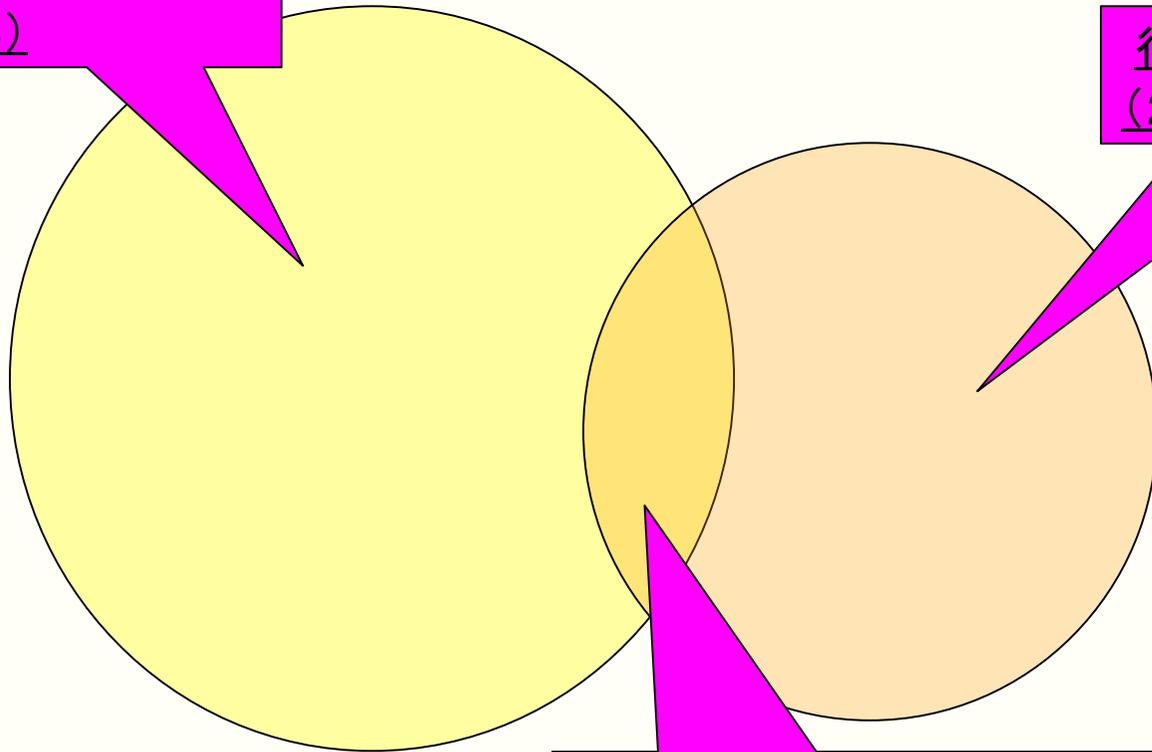
全国実態調査結果 H14

学習面や行動面で著しい困難(6.3%)

学習面で著しい困難
(4.5%)

行動面で著しい困難
(2.9%)

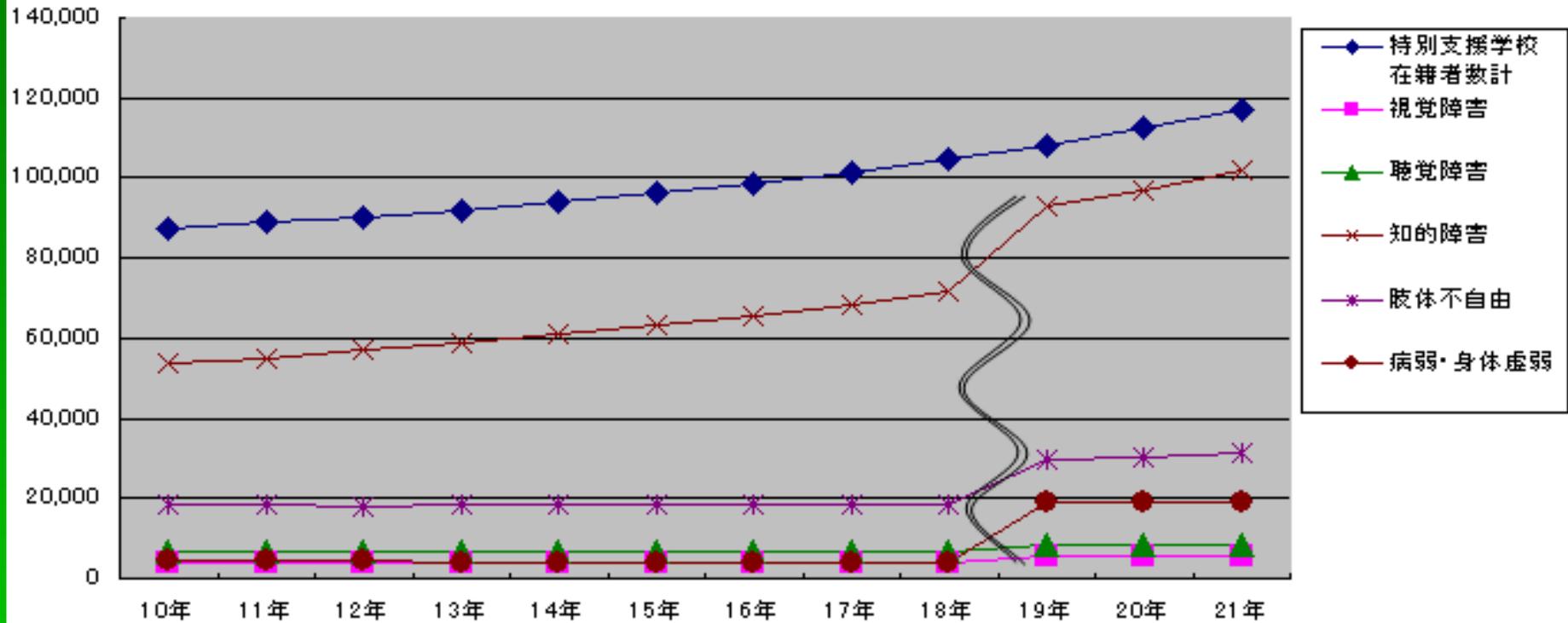
学習面及び行動面の双方で
著しい困難(1.2%)



① 特別支援学校の現状（平成21年5月1日現在）

※平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。

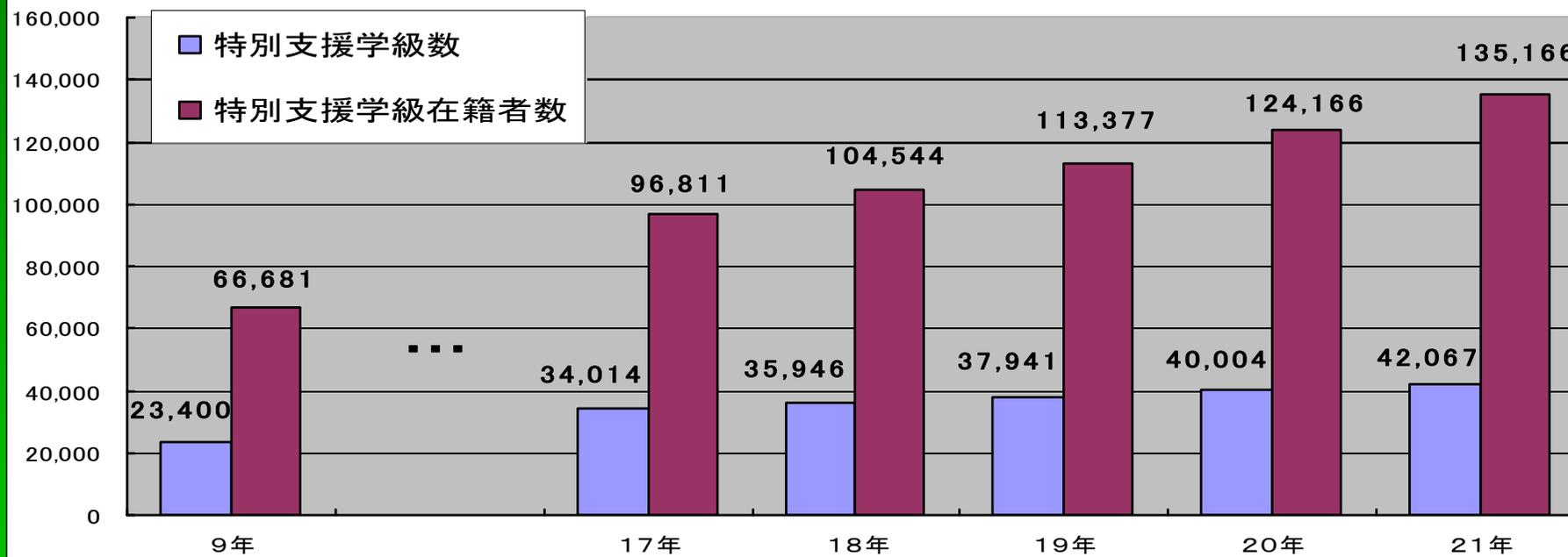
特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)在籍者の推移



② 特別支援学級の現状(平成21年5月1日現在)

特別支援学級は、障害の比較的軽い子どものために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

特別支援学級数及び特別支援学級在籍者数の推移



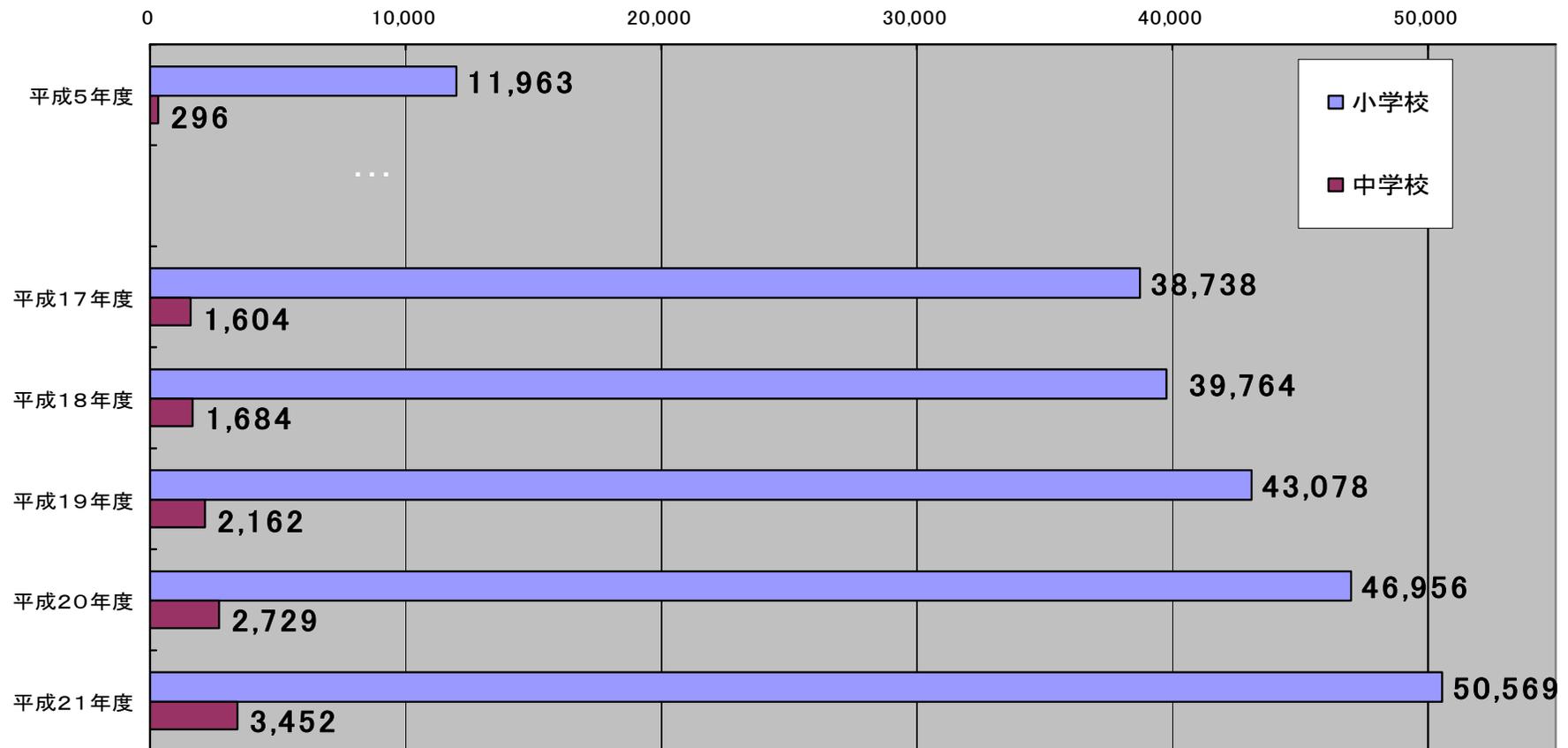
学級

在籍者

③ 通級による指導の現状

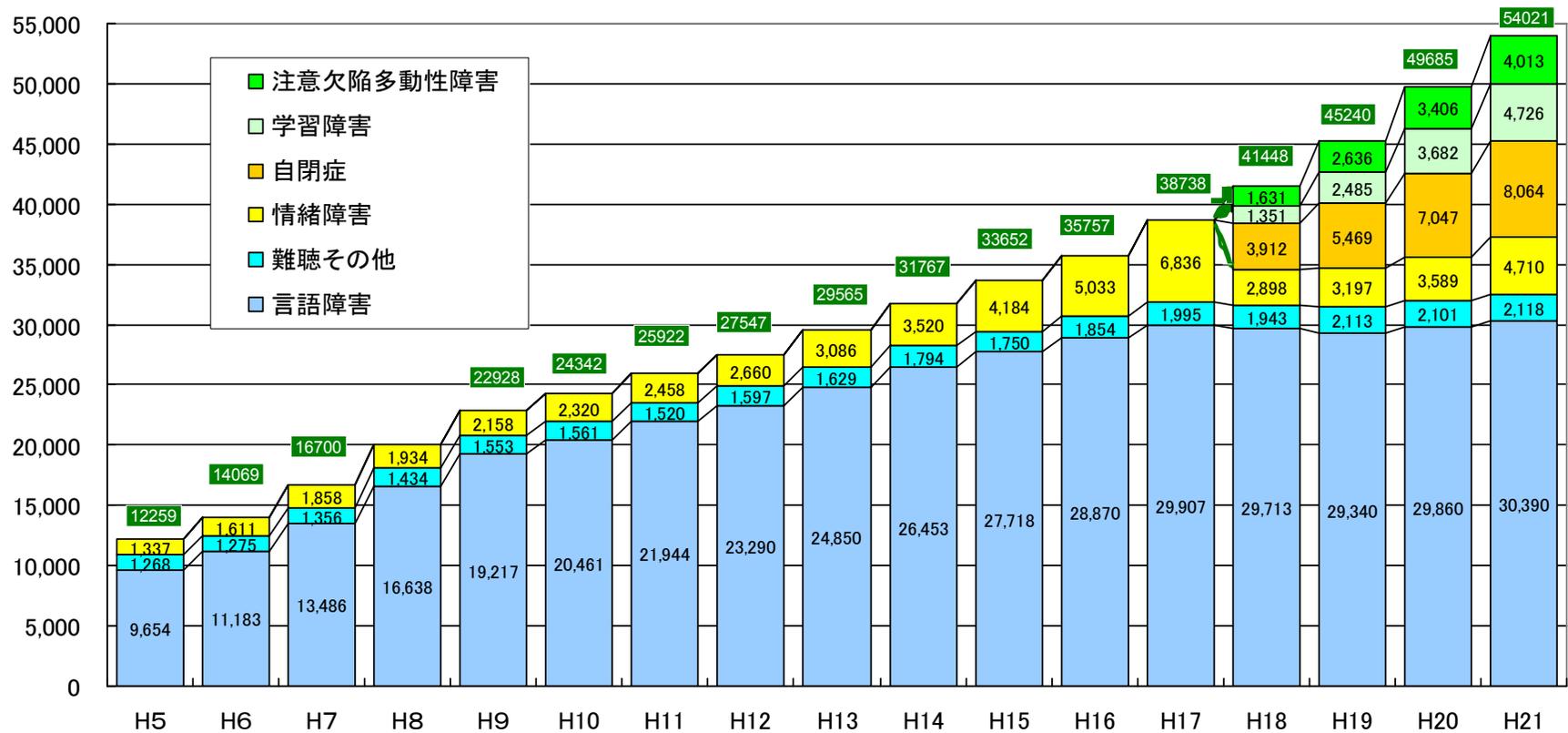
通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、弱視、難聴などである。

通級による指導対象児童生徒数の推移



通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



※各年度
 ※「難聴
 ※「注意
 (併せて

Ⅱ. 学校がしなければならないこと



1. 学校教育法 第81条

- 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園においては、次項各号のいずれかに該当する児童、生徒及び幼児**その他教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児**に対し、**文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うもの**とする。

2. 小・中学校等学習指導要領の改訂

- 小・中学校等において、計画的、組織的に指導内容や指導方法の工夫を行うことを明示。
- 個別の指導計画、個別の教育支援計画を例示。
- 交流及び共同学習の一層の推進を明示。

小学校 総則 配慮事項 2(7)

- 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

2(12)

- 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、**障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習**や高齢者などとの交流の機会を設けること。

3. 教育課程の特例など

(学習指導要領解説)

① 特別支援学級

- ・ 特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を知的障害者である児童を教育する特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。

② 通級による指導

- 指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の児童の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。また、これに加えて、特に必要があるときは、特別の指導として、児童の障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための指導を一定時間内において行うこともできることになっている。

③ 通常の学級における配慮

- (特別の教育課程編成は不可)
- 小学校には、特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある児童とともに、通常の学級にもLD(学習障害), ADHD(注意欠陥多動性障害), 自閉症などの障害のある児童が在籍していることがあり、これらの児童については、障害の状態等に即した適切な指導を行わなければならない。
- (前略)このような指導は、特別支援学校や特別支援学級で行われてきており、それらを参考とするなどして、それぞれの学校や児童の実態に応じた指導方法を工夫することが効果的と考えられる。

○ 発達障害への配慮：小学校

- 読み書きや計算などに困難があるLD（学習障害）の児童についての国語科における書き取りや算数科における筆算や暗算の指導など、教師の適切な配慮等により対応することが必要である。
- さらに、ADHD（注意欠陥多動性障害）や自閉症の児童に対して、話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導などの配慮も必要である。

○ 発達障害への配慮：中学校

- 読み書きや計算などに困難があるLD(学習障害)の生徒についての国語科における書き取りや数学科における計算の指導、**外国語科における読み書き**の指導など、教師の適切な配慮により対応することが必要である。
- さらに、ADHD(注意欠陥多動性障害)や自閉症の生徒に対して、話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導などの配慮も必要である。

4. 障害のある児童生徒に係る学習評価の考え方

(4) 障害のある児童生徒に係る学習評価の考え方は、障害のない児童生徒に対する学習評価の考え方と基本的に変わるものではないが、児童生徒の障害の状態等を十分理解しつつ、様々な方法を用いて、一人一人の学習状況を一層丁寧に把握することが必要であること。また、特別支援学校については、新しい学習指導要領により個別の指導計画

新学習指導要領を踏まえた観点の設定

- 各教科の内容等に即して思考・判断したことについて、その内容を言語活動を中心とする表現に係る活動と一体的に評価する観点として「思考・判断・表現」を設定
- 従来の「技能・表現」の観点の「表現」との混同を避けるため、「技能」に改める

新しい観点

「関心・意欲・態度」

「思考・判断・表現」

「技能」

「知識・理解」

※ 各教科の評価の観点は上に示した観点を基本としつつ教科の特性に応じて設定

学力の3つの要素との整理

基礎的・基本的な知識・技能



「技能」

及び

「知識・理解」

で評価

課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等



「思考・判断・表現」

で評価

主体的に学習に取り組む態度



「関心・意欲・態度」

で評価

○通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対する学習評価上の配慮

- その評価の考え方については、障害のない児童生徒に対する評価の考え方と基本的に変わりがないが、配慮を行うことが必要である。
- 例えば、読み書きに困難のあるLDのある児童生徒は、読み書きを中心とする方法によって各教科の学習内容の定着を確かめようとする、十分に定着していないように見えることがある。そのような場合に

- ADHDのある児童は、各教科が対象としている学習内容に非常に強い関心をもっているにもかかわらず、課題に取り組む際に意欲的な態度が長続きしない場合がある。そのような場合には、表面的な状況のみに着目することなく、より一層丁寧に内面をとらえることができるように努める必要がある。
- 障害のある児童生徒は、特定の能力の習得が難しかったり、得意なことと不得意なことの差が極端に大きかったりすることがある。また

Ⅲ. 先進的な取組例

1. 幼稚園では
2. 小学校では
3. 中学校では
4. 高等学校では
5. 大学・専門学校では

IV. 課題または弊害

1. 専門的な指導
2. ラベリングと分離
3. 高等学校と特別支援学校高等部

V. もっと大きな波が？



(1) 障害者の権利に関する条約①

1 経緯

- ・平成18年12月 国連総会において採択
 - ・平成19年9月28日 署名
 - ・平成20年5月3日 発効
- ※計144カ国・機関が署名済み、うち87カ国が批准
(平成22年7月現在)

2 概要

障害者の尊厳、自律及び自立、差別されないこと、社会参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらを確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。

3 条約の批准・締結に向けた検討

可能な限り早期の締結を目指し、必要な国内法令の整備等に係る政府としての対応を検討中。(政府の「障がい者制度改革推進本部」及び同本部に設置された「障がい者制度改革推進会議」の下で、教育関係を含め、条約批准に向けた主要な論点につき検討が行われている。)

(1) 障害者の権利に関する条約②

4 教育関係の主要な条文(仮訳)

第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度 (inclusive education system) 及び生涯学習を確保する。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害を理由として教育制度一般 (general education system) から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。
 - (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。

(2) 障害者基本法

1 経緯

- 昭和45年 心身障害者対策基本法制定
- 平成 5年 障害者基本法と改称
- 平成16年5月28日 障害者基本法の一部を改正する法案が可決成立
6月 4日 公布・施行

2 教育関係の規定

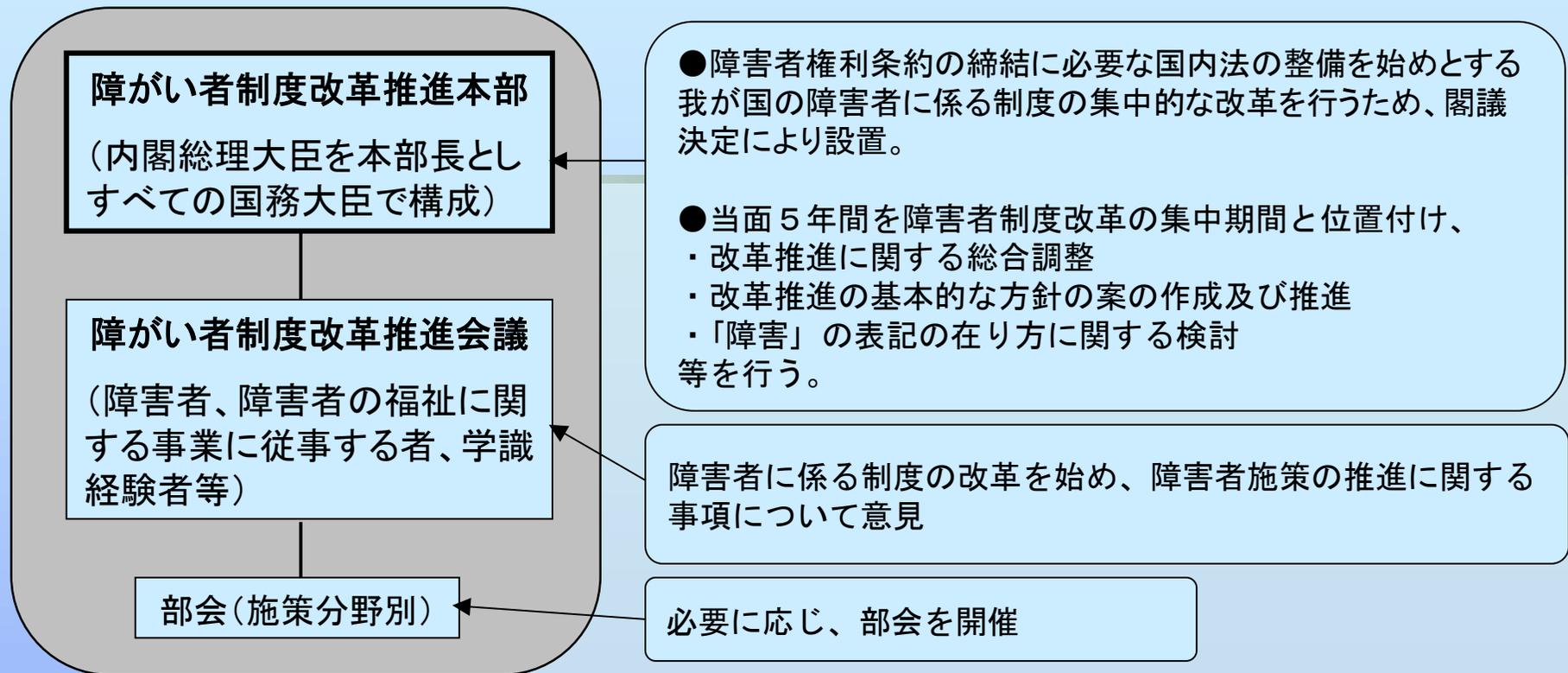
(教育)

- 第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

3 施行5年後の見直しについて

同法附則第3条において、施行後5年を目途として検討し、必要な措置を講ずることとされている。

(3) 障害者制度改革の推進体制



【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関（モニタリング機関）
- ・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度
- ・教育
- ・雇用
- ・障害福祉サービス
- 等

障がい者制度改革推進会議 委員一覧

[平成22年6月現在]

種別	氏名	所属・役職等	備考	種別	氏名	所属・役職等	備考
障害者 団体関 係の有 識者 (14名)	小川 栄一	日本障害フォーラム(JDF)代表	議長	障害当 事者以 外の有 識者・ 学識経 験者 (11名)	山崎 公士	神奈川大学教授	
	藤井 克徳	日本障害者協議会(JD)常務理事/ 日本障害フォーラム(JDF)幹事会議長	議長 代理		勝又 幸子	国立社会保障・人口問題研究所情報調査分 析部長	
	森 祐司	日本身体障害者団体連合会常務理事・ 事務局長			北野 誠一	おおさか地域生活支援ネットワーク理事長	
	尾上 浩二	障害者インターナショナル(DPI)日本会 議事務局長			佐藤 久夫	日本社会事業大学教授	
	大久保常明	全日本手をつなぐ育成会常務理事			松井 亮輔	法政大学教授	
	久松 三二	全日本ろうあ連盟常任理事・事務局長			長瀬 修	東京大大学院特任准教授	
	関口 明彦	全国「精神病」者集団運営委員			大谷 恭子	弁護士	
	新谷 友良	全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 常務理事			中島 圭子	日本労働組合総連合会(連合)総合政策局長	
	門川紳一郎	全国盲ろう者協会評議員(注2)			堂本 暁子	前千葉県知事	
	大濱 真	全国脊髄損傷者連合会副理事長			清原 慶子	三鷹市長	
	土本 秋夫	ピープルファースト北海道会長			遠藤 和夫	日本経済団体連合会労働政策本部主幹(注1)	
	竹下 義樹	日本盲人会連合副会長					
	川崎 洋子	全国精神保健福祉会連合会理事長					
	中西由起子	アジア・ディスアビリティ・インスティテ ート代表					

※注1 遠藤和夫氏(経団連)はオブザーバーとして参加。

注2 全国盲ろう者協会・門川委員の補佐として、福島 智・東京大学先端科学技術研究
センター教授がオブザーバー参加。

(4) 障がい者制度改革推進会議 開催状況・検討経緯

- ・第1回: 1月12日(火) [委員顔合わせ・検討課題の確認等]
- ・第2回: 2月 2日(火) [障害者基本法]
- ・第3回: 2月15日(月) [障害者自立支援法・総合福祉法(仮称)]
- ・第4回: 3月 1日(月) [雇用、差別禁止、虐待防止]
- ・第5回: 3月19日(金) [教育、「障害」の表記、政治参加]
- ・第6回: 3月30日(火) [司法手続き、障害児、医療]
- ・第7回: 4月12日(月) [交通・建物・情報のアクセス、所得保障、障害者施策の予算確保]
(※総合福祉部会の委員名簿公表:計55名)
- ・第8回: 4月19日(月) 関係団体ヒアリング(障害者関係12団体)
- ・第9回: 4月26日(月) 関係省庁・団体ヒアリング(文科省・教育関係団体〔全国特別支援
学校長会・全国連合小学校長会・全国特別支援学級設置学校長協会、
特別支援教育推進連盟等〕、法務省、総務省)
- ・第10回: 5月10日(月) 関係府省ヒアリング(厚労、総務、国交省)、「障害」の表記等
- ・第11回: 5月17日(月) 外務省ヒアリング、「第一次意見」骨子案提示
- ・第12回: 5月24日(月)「第一次意見」(制度改革の基本方向)推進会議案の総合討議
- ・第13回: 5月31日(月)「第一次意見」案の総合討議
- ・第14回: 6月 7日(月)「第一次意見」取りまとめ
- ・第15回: 6月28日(月) 第一次意見結果報告、今後検討すべき課題・スケジュール
- ・6月29日 「第一次意見」を踏まえた障がい者制度改革推進本部の方針決定 及び 閣議決定
- ・第16回: 7月12日(月) 有識者ヒア: 司法アクセス、虐待防止、児童権利条約に係る審査等

障がい者制度改革推進会議(4/26)ヒアリング項目に 対する文部科学省意見書ポイント①

【総論】

- 特別支援教育の推進に関する政府としての基本的考え方は、「インクルーシブ教育システムの構築という障害者権利条約の理念を踏まえ、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うために、関係機関等の連携により学校現場における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、教員の特別支援教育に関わる専門性の向上等により、特別支援教育の推進を図ります。」(子ども・子育てビジョン〔平成22年1月29日閣議決定〕より)とするもの。
- 文部科学省としては、インクルーシブ教育システムについて、理念だけではなく人的・物的条件整備とセットでの議論が必要と考える。条件整備が整わない中での理念のみのインクルーシブ教育は、結果として、子どもの「能力を可能な最大限度まで発達させる」との目的(障害者権利条約第24条)を損なう恐れがあることに留意すべきであると考える。

障がい者制度改革推進会議(4/26)ヒアリング項目に 対する文部科学省意見書ポイント② 人的体制・物的条件整備に係る試算(義務教育段階)

・・・ 障害者権利条約に規定された、子どもの「能力を可能な最大限度まで発達させる」との目的を損なわないようにするため、必要な人的体制・物的条件整備の検討について、以下のとおり二つの想定の下に試算

(想定A)

居住地の小・中学校の通常学級への就学を原則とし、保護者が希望する場合のみ特別支援学校に就学するものとする。この場合、小・中学校においてどのような障害の子どもにも対応できるように条件整備を行う必要があるとの考えの下、必要な条件整備を仮定して試算。

教員等 2兆1,655億円

施設・設備 9兆9,830億円

(想定B)

特別支援教育体制の一層の充実を図りながらインクルーシブ教育システムに漸進的に移行するものとする。就学先の学校については、保護者に小・中学校と特別支援学校それぞれの教育と提供可能な合理的配慮について十分な情報提供を行い、保護者の希望を踏まえつつ、義務教育の実施に責任を有する教育委員会が総合的に判断するとの上記の考え方の下、必要な条件整備を仮定して試算。

教員等 1,091億円

施設・設備 1兆2,380億円

(注意) 想定・必要な条件整備は省略。試算については今後詳細な検討が必要なもの。

障がい者制度改革推進会議 第一次意見（平成22年6月）

「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」

（教育関係抜粋）①

第3 障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

4. 個別分野における基本的方向と今後の進め方

以下の各個別分野については、推進会議の問題認識を踏まえて改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、横断的課題の検討過程や次期障害者基本計画の策定時期等も踏まえた改革の工程表を示していくべきであり、事項ごとに関係府省において検討を進め、所要の期間内に結論を得て、必要な措置を講ずるべきである。

（中略）

2) 教育

（推進会議の問題認識）

【地域における就学と合理的配慮の確保】

以下を実施すべきである。

- ・ 障害の有無にかかわらず、すべての子どもは地域の小・中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則とし、本人・保護者が望む場合のほか、ろう者、難聴者又は盲ろう者にとって最も適切な言語やコミュニケーションの環境を必要とする場合には、特別支援学校に就学し、又は特別支援学級に在籍することができる制度へと改める。

障がい者制度改革推進会議 第一次意見（平成22年6月）

「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」

（教育関係抜粋）②

（推進会議の問題認識）

- ・ 特別支援学校に就学先を決定する場合及び特別支援学級への在籍を決定する場合や、就学先における必要な合理的配慮及び支援の内容を決定するに当たっては、本人・保護者、学校、学校設置者の三者の合意を義務付ける仕組みとする。また、合意が得られない場合には、インクルーシブ教育を推進する専門家及び障害当事者らによって構成される第三者機関による調整を求めることができる仕組みを設ける。
- ・ 障害者が小・中学校等（とりわけ通常の学級）に就学した場合に、当該学校が必要な合理的配慮として支援を講ずる。当該学校の設置者は、追加的な教職員（政府に求める今後の取組等に関する意見）を配置や施設・設備の整備等を行うために計画的に必要な措置を講ずる。
 - 障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるという障害者権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、平成22年度内に障害者基本法の改正にもかかわる制度改革の基本的方向性についての結論を得るべく検討を行う。

障がい者制度改革推進会議 第一次意見（平成22年6月）

「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」

（教育関係抜粋）③

（推進会議の問題認識）

【学校教育における多様なコミュニケーション手段の保障】

以下を実施すべきである。

- ・ 手話・点字・要約筆記等による教育、発達障害、知的障害等の子どもの特性に応じた教育を実現するため、手話に通じたい者を含む教員や点字に通じた視覚障害者を含む教員、手話通訳者、要約筆記者等の確保や、教員の専門性向上に必要な措置を講ずる。
- ・ 教育現場において、あらゆる障害の特性に応じたコミュニケーション手段を確保するため、教育方法の工夫・改善等必要な措置を講ずる。

（政府に求める今後の取組に関する意見）

- 手話・点字等による教育、発達障害、知的障害等の子どもの特性に応じた教育を実現するため、手話に通じたい者を含む教員や点字に通じた視覚障害者を含む教員等の確保や、教員の専門性向上のための具体的方策の検討の在り方について、平成24年内を目途にその基本的方向性についての結論を得る。

障がい者制度改革推進会議 第一次意見（平成22年6月） 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」 （教育関係抜粋）④

6) 虐待防止

（推進会議の問題認識）

（前略）立法府においては、障害者の虐待防止に係る制度の法制化に向けた検討がなされているが、今後の法整備に当たっては、政府が行う場合も含め、次の方針に沿って検討されるべきである。（中略）

（虐待行為者の範囲）

- ・ 障害者の生活場面に日常的に直接かかわりをもつ親族を含む介助者、福祉従事者、事業所等の使用者（従業員を含む。）に加えて、外部からの発見が困難な学校や精神科を始めとする病院等における関係者についても範囲に含める。

（早期発見・通報義務）

- ・ 虐待の事実を早期に発見できるようにする観点から、障害者の生活に関連する者等に対し、早期発見を促す仕組みとする。
- ・ 虐待の発見者に対して、救済機関への通報義務を課すとともに、当該通報者の保護のための措置を講ずる。

（政府に求める今後の取組に関する意見）

- 障害者に対する虐待防止制度の構築に向け、推進会議の意見を踏まえ、速やかに必要な検討を行う。

(5) 障害者権利条約の理念を踏まえた「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」の設置について（平成22年7月12日）

1 趣旨・目的

障害者の権利条約に関する条約（平成19年9月日本政府署名、以下「権利条約」）の批准に向けた国内法令の整備等について、現在全閣僚による「障がい者制度改革推進本部」及びその下に設置された「障がい者制度改革推進会議」における議論・検討が進められている。同会議の「第一次意見」（6月7日取りまとめ）を踏まえた閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日）において、「（前略）権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、平成22年度内に（中略）制度改革の基本的方向性についての結論を得るべく検討を行う。」との方針が盛り込まれたことを踏まえ、初等中等教育分野におけるこれら課題に係る審議検討を行うことを目的として、中央教育審議会初等中等教育分科会に標記特別委員会を設置する。

2 主な検討事項

- (1) インクルーシブ教育システムの構築という権利条約の理念を踏まえた就学相談・就学先決定の在り方及び必要な制度改革
- (2) 上記制度改革の実施に伴う体制・環境の整備
- (3) 障害のある幼児児童生徒の特性・ニーズに応じた教育・支援の実施のための教職員等の確保及び専門性の向上のための方策
- (4) その他

3 検討期間

平成22年秋～冬に中間まとめを行った上、平成22年度中に一定の結論を得ることを目途とする。平成23年度以降も検討を継続する必要がある場合は、引続き本委員会での検討を実施することとする。

中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
青山 彰	東京都立竹台高等学校長、全国高等学校長協会長
安彦 忠彦	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
○石川 准	静岡県立大学国際関係学部教授、NPO法人全国視覚障害者情報提供施設協会理事長
大久保 常明	社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会常務理事
太田 裕子	品川区立鈴ヶ森小学校長（前・東京都教育庁指導部副参事）
大南 英明	全国特別支援教育推進連盟副理事長
岡上 直子	全国幼児教育研究協議会副理事長、練馬区立光が丘さくら幼稚園長（前・全国国公立幼稚園長会会長）
尾崎 祐三	都立南大沢学園特別支援学校長、全国特別支援学校長会会長
乙武 洋匡	作家、前杉並区立杉並第四小学校教諭
貝谷 久宣	社団法人日本筋ジストロフィー協会理事長、医療法人和楽会理事長
河本 眞一	中野区立桃園小学校長、全国特別支援学級設置学校長協会会長
北住 映二	心身障害児総合医療療育センターむらさき愛育園長、一般社団法人日本小児神経学会 社会活動委員会副委員長
木船 憲幸	広島大学大学院教育学研究科教授
清原 慶子	三鷹市長
齋藤 幸枝	特別区教育長会会長、全国心臓病の子どもを守る会会長
佐竹 京子	全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会事務局長、全国障害種別PTA会長連絡協議会世話人
品川 裕香	教育ジャーナリスト、発達性ディスレクシア研究会理事
新藤 久典	新宿区立西戸山中学校長、全日本中学校長会会長
杉山登志郎	あいち小児保健医療センター心療科部長・保健センター長
高橋 健彦	茨城県東海村教育長、全国町村教育長会長
中澤 恵江	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所企画部上席総括研究員
中村 文子	NPO法人若駒ライフサポート理事、NPO法人東京都自閉症協会前理事（元・全国知的障害特別支援学校PTA連合会会長）
久松 三二	財団法人全日本聾唖連盟事務局長
◎宮崎 英憲	東洋大学文学部教授
向山 行雄	中央区立泰明小学校長、全国連合小学校長会長
山岡 修	日本発達障害ネットワーク副代表、全国LD親の会理事
山口 利幸	長野県教育委員会教育長

（◎：委員長、○：委員長代理）

（平成22年7月20日現在）

<本件問い合わせ先>

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課企画調査係

電話番号 03-5253-4111(内線3193)

03-6734-3193(直通)

E-mail tokubetu@mext.go.jp

<特別支援教育の在り方に関する特別委員会情報>

ht



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

